

事務所通信



Vol. 14 2016.3.28 発行

西村泰成行政書士事務所

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷1-6-47

アルプラザ守山（モリーブ）さんから徒歩1分

電話：077-532-7123

FAX：050-3730-6464

メール：n-gyousei@gaia.eonet.ne.jp

親の後見人をしていますが、親の代わりに相続手続きに参加できますか？

あなた様（後見人）の立場によります。

例えば、お父様の後見人をされているとします。例えば、お父様のご両親が亡くなった場合、お父様は相続人となります。この場合は、お父様に代わり後見人として、遺産分割協議書等の手続きに参加することができます。

同じく、お父様の後見人をされているとします。例えば、お母様が亡くなった場合、この場合は、お父様とあなた様（後見人）は、同じ相続人の立場となりますので、お父様に代わり後見人として遺産分割協議書等の手続きはできません。

なぜなら、その気になれば、お父様の取り分を少なくし、逆にあなた様の取り分を多くすることも考えられます。このことを「利益相反」と言います。

「利益相反」が生じている場合、あなた様（後見人）以外の人をお父様（被後見人）の代理人（特別代理人）として、家庭裁判所に選任してもらう必要があります。特別代理人の候補者は、親族でも構いませんが、同じ相続人の立場の方を選ぶことはできません。

特別代理人は、その手続きだけのために選ばれますので、手続きが終われば任務は終了します。

また、「後見監督人」がついている場合は、特別代理人を選任する必要はありません。なぜなら、後見監督人がお父様（被後見人）の代理人になるからです。

相談会

コスモスしがでは、4月に下記日程で「成年後見制度、遺言、相続」に関する相談会を開催いたします。どの会場も予約不要です。よろしければご利用ください。

4月16日（土）13：30～16：30

- ・ 大津市市民活動センター大会議室 連絡先 ☎077-575-1025（栗田さん）
- ・ 草津市立市民交流プラザ小会議室3 連絡先 ☎077-598-5328（亀飼さん）
- ・ 彦根勤労福祉会館3階中ホール 連絡先 ☎050-3746-8039（内倉さん）

4月23日（土）10：00～13：00

- ・ 水口社会福祉センター2階 連絡先 ☎0748-86-2891（神山さん）

編集後記

4月からいよいよ始まる「電力自由化」。選択肢も広がり良い面もありますが、たくさんの会社の中から我が家にあっている会社を選ぶのも一苦労です。

電力自由化に期待されることは何でしょうか？みなさんそれぞれの意見もあると思いますが、一つに電気料金の節約もあるかと思えます。

意外ですが、ドライヤーの電気量は、冷蔵庫約4～5台分とほぼ同じだそうです。もちろんドライヤーも常時使用しているわけではないので、全体の電気代で占める割合は少ないのですが、意外な機器が、思いのほか電気を使用していることがありそうです。

電気会社も早急を選ぶ必要もありませんので、我が家では使用機器の使い方の見直しで電気代節約を図り、じっくり我が家にあう電力会社を選びたいと思います。

事務所のご案内

営業時間：月～金 9時～17時（休日・時間外対応可能です）

業務内容：成年後見、遺言、相続、他

相談予約：ご相談の場合は事前にご連絡いただくとありがたいです

所属団体：滋賀県行政書士会、コスモスしが、守山商工会議所

